

令和6年度第1回宇部市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会 議事録

日 時：令和6年5月28日（火）19時～20時15分

場 所：宇部市保健センター 1階 健診ホール

出席者：委員13名、事務局7名

1 高齢福祉課長あいさつ

2 委員紹介

議題1「会長及び副会長の選出について」

議題2「宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施要領（案）について」事務局から説明

〔委員〕：モデル事業を実施する事業所数はどの程度予定しているか。

〔事務局〕：事業所数について、特に制限を設けていない。モデル事業の利用者を30人と目標にしており、3事業所だと1事業所あたり受け入れが10人程度になるため、事業所の負担を考えてもう少し実施する事業所があればと思っている。5事業所ぐらいを想定している。

〔委員〕：実施する事業所の対象は通所リハビリテーションのみか。

〔事務局〕：通所リハビリテーション以外にもデイサービスなどが対象。実施要綱（資料3）第4条のとおり。

〔委員〕：先行自治体での効果はどのくらいか。

〔事務局〕：●市では令和3年から同事業を開始しており、介護給付費の削減や要介護認定率の低下など一定の効果が出ている。

事務局からの検討項目：全てのプログラムについて、一定の基準を示した方がよいか。

事務局案：セルフマネジメント向上のためのプログラムとして、6つのプログラムを設定している。

内容や方法については実施要領（資料4）の示した程度とし、具体的には実施事業所の裁量で設定する。（ただし、口腔機能向上プログラムは、先進地を倣い歯科医師会監修のチェックシートを示す予定）

〔委員〕：一定の基準があった方がいいと思うが、同行訪問の情報を基に個々の対応したプログラム設定を考える必要があるので、基準の部分と個々に対応したプログラム設定を両立できたらと思う。

〔委員〕：セルフマネジメント向上のための個人面談を基本に、個々に必要なプログラムを選択する方法が良い。

〔委員〕：面談以外のプログラムについては、先行自治体の実施状況を見学した際に、一定の基準よりも個別に対応することを重視していたので、事業所が個々に合わせたプログラムを実施していければと思う。

〔委員〕：面談以外のプログラムは全て実施しないといけないのか。

【事務局】：プログラムの内容によっては、実施回数を決めているものがある。基本的には、実施要領（資料4）の別表2であげているプログラムの内容から利用者の状況に応じて実施して欲しい。

〔委員〕：プログラムの内容は個別で違うと思うが、一定の基準を設けるより初回の面談を実施した時に、事業所がどのようなプログラム内容が良いか考える点で、利用者が目標とするものを作ってあげないと、目標が10個ある中で何個できれば卒業なのか判断が難しいのではないかと思う。

【事務局】：最初に3ヶ月後に自分がどうありたいか目標を設定する。その目標に対して事業所がどのプログラムを実施していくかは、一週間毎の面談を通して様々なプログラムを実施し、最終的に目標達成できればと考えている。

〔委員〕：実施要綱（資料3）でサービス提供にあたる従業者が「利用者10人につき1人以上」とあるが、10人の場合に従業者は何人程度を想定されるか。

【事務局】：毎回面談を行うので1人あたり20分程度、1回あたりの提供時間が2時間以内なので、3、4人必要と想定している。

〔委員〕：ある程度人数が必要となると、それに応じた単価設定が必要ではないか。モデル事業では検討が難しいが、本格実施の際には再検討してもらえればと思う。

【事務局】：モデル事業の検証を踏まえた上で、本格実施する前に適正な単価設定を検討していく。

〔委員〕：利用者は、どこから集めるのか。

【事務局】：モデル事業の参加者については、事前に事業内容を説明し同意をもらった上で利用となる。事業所の振り分けについては、実施地域が異なるため受け入れ可能な事業所へ利用してもらうことになる。

〔委員〕：モデル事業の参加者は、包括支援センターで抽出することになると思うが、事業所の実施地域に該当しない場合、その方は対象外になるのか。

【事務局】：実施地域については、公募の際に市内全域をカバーできるよう呼び掛けていく。

議題2について承認。

議題3「宇部市短期集中予防サービス（通所型C）試行実施における評価指標について」事務局から説明

事務局からの検討項目：モデル事業における卒業判定は、一定の基準を示した方がよいか。

事務局案：卒業判定は、利用者の設定した目標を達成し、自分らしい生活を送ることができることを3者合意（利用者、事業者、包括職員）することだと考えている。そのため、基準は個々のケースであることから、一定の基準は設けない。

〔委員〕：卒業判定について、介護サービスではなく介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合は卒業になるのか。卒業後、すぐにまた介護が必要になった場合も卒業となるのか。

【事務局】：短期集中予防サービスも介護予防・日常生活支援総合事業の中の一つ。卒業後も同事業のデイサービスやヘルパーのサービスが必要となった場合は、現時点では卒業としない予定。本格実施の場合は、卒業できない場合は短期集中予防サービスをもう3ヶ月実施することを考えている。また、卒業者についても卒業後1年間は包括支援センターで月1回モニタリングを行う。卒業について、数ヶ月で介護が必要にならないよう、3か月間サービス提供する中で地域に戻った時の活動をしっかり結び付けた上で卒業判定をしていく。

【事務局】：卒業判定の時期は、3か月間のサービス提供後に判定する。

〔委員〕：モデル事業において、卒業判定は市職員も関わるのか。また、卒業判定について、基準がないと根拠に乏しいのではないか。

【事務局】：卒業判定はモデル事業では市も関わる。また、事業所に訪問してプログラムの実施の様子など見ていきたい。もう一つの質問の基準については、日常生活の困り事を解消されることや介護サービスが必要ない状態で生活を送ることができることなど個々の状況によって違う場合があるので、一律に基準を設けず個別で判断する必要があると考えている。

〔委員〕：利用者の方は、卒業させられた感覚を持たしてはいけないと思う。卒業後の地域資源など知らない方もいるので、同行訪問やサービス提供時にそういった情報を提供しながら、卒業後も介護サービスを使わなくても地域資源を活かしながら生活できる流れを作っていく必要があると思う。

議題3について、事務局案で承認。